

〈研究ノート〉

那覇「ふれあいセンター」の当事者活動に学ぶ 一伴走者・永山盛秀氏の「語り」に即して—

*豊 田 謙 二
**福 崎 は る
***照 谷 明日香

要 旨

精神障害者の当事者活動として著名な、沖縄県那覇の「ふれあいセンター」の活動を小論の検討課題としたい。この活動は1995年(平成17年)の春に始まる。この活動の最重要的意義は、精神障害者がなお7万人以上「社会的入院」の状態で退院できずにいる、その退院を進めることにある。その活動を検証するために、5つのキーワードを設定しながら、当事者、ただ一人の専門職伴走者永山盛秀氏の「語り」、そして活用すべき社会資源との関連を問うてみたい。

はじめに

小論は、沖縄県那覇市において展開されている精神障害のある人たちの活動をここに紹介するとともに、その当事者活動が示している多くの、そして貴重な示唆を学ぶことを意図している。

そこでまず、本稿の中心に位置する「ふれあいセンター」の概要を示すとともに、その先駆性の一端を掲い摘むことから始めたい。それは、端的に、精神障害のある人たちの「当事者」としての自立的活動、と言って良いであろう。その仔細は後に触れるとして、とりあえず当事者中心に展開する今日の組織全体について鳥瞰しておきたい。「一般社団法人ハーネス」「NPO法人ふれあいセンター」、そして有限会社「ハーモニー」がそれである。

事業内容は多岐多彩にわたり、組織は改変と拡張を繰り返してきた。その中心的事業は「ふれあいセンター」の設立当初からスタートした、たとえば「出張販売・店頭販売」、「名刺作成」「ビル清掃」

*本学社会福祉学部教授

**大分県中津市スクール・ソーシャルワーカー(非常勤)・本学博士号(社会福祉学)取得

***本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程在籍

「ビル管理」、近年では「沖縄県立看護大学食堂エンジェル」の運営などが加わっている。こうした事業全体についての会議が、障害者のための地域生活支援・就労援助のメンバーズクラブ「ふれあい」の運営懇談会である。この会議は上記の県立看護大学「エンジェル」において定期的に開催され、メンバー内の連携と協働が図られているのである。

今日全組織の中心的役割を引き受けている「ふれあいセンター」は、2006年（平成18年）にNPO法人の資格を取得以後の団体である。その始点は1995年の「メンバーズクラブ・ふれあい」であり、またこの年には「ふれあい工場」^{こうば}が設立されている。こうして、支援組織と就労の場が用意されたのだが、その立ち上げから今日まで伴走してきた、唯一の専門職がいた。永山盛秀氏、当時の南部保健所・精神保健相談員であり、彼と「精神科に通う仲間」たちが、保健所の一室で「働くこと」について語り始めたことが、この「ふれあいセンター」という物語の始まりとなる。

この小論では、永山氏と「精神科に通う仲間」たちとの交流や就労などの活動を縦軸に執り、その活動に関わる社会的出来事や法制度などを横軸に執ることにしたい。そのうえで永山氏の「語り」を縦と横との交差点に差し込んでみたい。そうした「物語」を描出しつつ、「ふれあいセンター」を巡る精神障害の当事者活動を動態的に映し出してみたいと思うのである。

1. 当事者であれ

永山氏と「精神科に通う仲間」との出会いは、1993年、当時の「南部保健所」の一室である。今日で言えば「デイケア」なのであるが、1975年に予算化された「精神障害者社会復帰相談費」が保健所の活動を支援したものと思われる。当事者は少し休んで気分が良くなると、永山さんの周りに集まってきて、「働きたい」との声を上げてきた。

「社会適応訓練事業」の体験で自信をつけた人たちが、次のステップとしての就労を目指すようになったが、面接を受けても採用に至らずに落ちてきて、採用されても長続きしないで帰ってくる。そこで、「どのような仕事なら自分たちに合っているのか」を話しあったのです。そこで、保健所の所長のように、椅子で新聞を読み、時に捺印する、あれならできるというのです。（永山氏の談）¹⁾

この集まりでの語りから、1995年に「当事者」中心での「ふれあいセンター」の設置へと動きだすのであるが、その点が、顧みて極めて重要な転換点となる。その「転換点」に前後する制度的な動向を少し挿入しておきたい。

まず、「社会適応訓練事業」についてである。その施行は1982年（昭和57年）、正確には「精神障害者社会適応訓練事業」であり、沖縄でも取り組まれていた。だが、当時の保健所の職務は精神障害者の早期発見・早期治療・早期入院であり、当事者の意思を問うよりも地域での「住民全体の健康」

1) 以下、「永山氏談」は2015年11月5～6日、当地「ふれあいセンター」でのインタビュー調査に基づく。

という視点からの業務へと向かいがちであった。²⁾

上述のように、1995年1月17日での阪神・淡路大震災の発生、その翌月2月1日に事業が開始される。さらにこの年、「オウム真理教」の犯罪が市民社会への挑戦として受け止められる。この年は忘れられない、と永山氏は語るが、まさにこの年に沖縄では精神科に通う仲間の連携が組織化されるのである。

その「ふれあいセンター」の掲げる、当事者の作成した「理念と実際」は以下の通りである。³⁾

- ① 親亡き後ではなく、親が元気なうちに精神的にも経済的にも自立し、親を安心させる生き方を
- ② 力量に応じて働き、必要に応じて分け合う同志愛精神を
- ③ 障害を持ちながらも自立と納得のいく社会参加を目指します
- ④ 現状に満足せず、諦めることなく、常に開拓者精神と向上心をもって臨むこと
- ⑤ 社会の偏見は自然になくなるものではなく、敢えて隠さない生き方など、お互いの努力で無くすもの

この「理念と実際」は、単に看板として掲げられているものではなく、当事者の個々の活動の指針として活き続けているのである。つまり、当事者の活動を支える、と同時に「ふれあいセンター」の活動が絶えず参照すべき指針となるものである。

2. 「精神」という用語

永山氏の歩みに戻りたい。彼は、沖縄がなおアメリカの統治下にある1970年に、琉球政府立琉球大学保健学部に入学する。参考までに、沖縄の「本土復帰」は1972年6月である。以下、永山氏の回想である。

大学紛争の最中に二人の学生が死亡します。その影響もあってか、在学中の友人が精神疾患を発症します。精神医療に関心を持つようになったのは、そうした環境からです。こういうわけで、卒業後の精神病院を目指して「看護コース」を選択します。さらに、2ヶ月間の夏休みを利用して私立の精神病院に「看護助手」として勤務しますが、そこで得た経験が卒業後の進路を決めることがあります。(永山氏談)

その経験で永山氏が得たのは、精神障害の人が置かれている理不尽さである。精神病院の現状に失望した彼は、卒業後、当初の希望であった病院勤務を断念して保健所に勤務することになる。永山氏にとって極めて重要な意義をもつのが、「介護助手」としての以下の勤務経験である。実は、この経験は保健所勤務に彼を向かせるだけでなく、その後の彼の人生の進路を決めさせることになるのである。

2) 牧野田恵美子「精神障害者の福祉」(「障害保健福祉研究情報システム」<http://www.Dinf.ne.jp>) を参照。

3) 2016年3月6日のシンポジウム「長期入院患者の地域移行支援と地域密着を目指して」(会場:福岡市天神、福岡県地方自治研究所主催)における、「ふれあいセンター」の提供資料による

精神病院の閉鎖病棟の入院患者に付き添い、レクレイエーションが行われます。その時一人の患者が逃げ出しました。「永山追え」と言うので、若い私が中年の患者を追いかけることになります。年齢も違い、彼は薬も飲んでいますから私はすぐに追いつきました。でも、なぜ彼は逃げるのか、その時はわかりませんでした。(永山氏談)

だが彼は、やがて、患者が逃げようとしたのが、精神衛生法に掲げる「強制入院」の制度に起因すると知るのである。こうした社会的現実、あるいは偏見・差別のなかに置かれている精神障害のある人、若き永山氏はその現実に向き合っていないながら自分自身の観念の舵をどのように転じるのでしょうか。ここで、大学時代の永山氏の研究領域に立ち返ってみたい。というのも、入学時代は「精神」への特別な関心はなかった、と言うのである。むしろ、「医学」領域というよりも「人間学」、つまり人間としての生き方の問題に引き付けられていたという。そのことは、保健所勤務の時代から「ふれあいセンター」の運営時代を通して、彼自身の「理念」を貫して表現しているように思える。また、そこに私は彼の「根本姿勢」を感じているのであるが、その彼が2015年12月19日、沖縄県北谷町で開催された全国精神障害者地域生活支援協議会主催のテーマに関して、次のように「原点回帰」を強調している。

その原点について彼は次のように回顧する。

友人が精神疾患を発病、精神医療に関心を持ち始め、「看護コース」を選択します。夏休みを利用して「看護助手」の経験から、精神病院ではなく保健所勤務を選択して、「社会的入院」状態の解消を目指すこと、これが私の「原点」として生き続けています。(永山氏談)

永山氏の揺るぎない社会的活動のバックボーンには、学生時代から職業生活に至るまでの一つひとつの経験が生きていると思うのだが、そこには「社会的入院」の解消という「実践」が常に伏在している。また、彼の実践の一貫性の中には、信念という内面だけではなく、実は憲法の第25条の「精神」を活かすことでもある、と発言しているのである。以下、その第25条である。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

4. 「出張販売」でつなぐ

1995年2月1日、「宅配専門の移動スーパーふれあい工場」が設立された。「工場」は「こうば」と読み、今日までの「ふれあいセンター」の中核として、また今日まで就労支援事業の推進役を演じてきたのである。この「工場」は、精神科デイケアの「ふれあい」を保健所の外に移したものにほかなりない。

さて、「就労」に向き合って「ふれあいセンター」は個々人それぞれに固有な就労の種類を提供し

ている。以下に、さしあたり 2 点に分けてその意義を整理してみたい。

(1) 一人ひとりのための仕事創り

一般的には、「就活」と言えば人が仕事に合わせる可能性を試している、と言えるが「ふれあいセンター」では、人に仕事を合わせるのである。この点が極めて重要である。従って、参加する人の増加とともに実に多くの仕事が創られているのであるが、その「仕事」においても区別がつけられ、「経営」と「個人」との観点での割り振りをしながら、結果的に、仕事の種類の多様性が増し続けているわけである。

さらに、具体的には、三つに分類されている。

- ・営利事業：たとえば、名刺印刷事業である
- ・社会貢献活動：移動支援や地域でのボランティア活動などである
- ・余暇部門：グランドゴルフ・カラオケ・ボウリングなどのレクリエーションである

(2) 「社会参加」としての就労

1970 年(昭和 45 年)の「障害者基本法」の第 1 条(目的)に「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策——」という文言が記されている。ここに「社会参加」の用語が挟まれている。

「ふれあいセンター」においては、極めて肯定的に「社会参加」の用語を使用している。当事者にとっては、単に「社会参加」するのではなく、精神障害者への偏見・差別に抗して、自ら「障害者」として名乗り出で、自分を社会に晒す、そうした偏見・差別の廃絶に向けての活動なのである。以下、「ふれあいセンター」での理念の中でここに関連する、三つの用例がある。再掲を含みつつその意義を確認したい。

- ・障害をもちながらも自立と納得のいく「社会参加」の実現を
- ・「納得のいく社会参加」とは、現状の社会参加状況に満足することなく、諦めることなく、常に開拓者精神で限りなく可能性を求めるものである。
- ・納得のいく社会参加は、与えられるものではなく、お互いの努力によって獲得するものである。⁴⁾

「ふれあいセンター」の当事者の求めているのは、就労による高賃金ではなく、就労やボランティアを通じて社会的に生きることである、と理解されるべきである。つまり、お互いに支え合いながら自己の欲求を満たしていく生活なのである。「ふれあいセンター」の仕事を担いながら、当事者同士が結婚し、出産し、そして子育て、という生活を普通に送ることにもなる。ここに当事者の「仲間」の支え合いが、普通の生活を可能とするのである。

4) 森田恵美「沖縄県精神保健福祉の発展における沖縄県精神障害者福祉会連合会の役割とその意義」(西南学院大学大学院人間科学研究科修士論文、2007 年 3 月)、4 頁。

5. 「退院促進」としての出張販売

精神障害のある人は、いわゆる身体・知的・精神という3障害の人のなかでも、依然として厳しい社会的差別の下に置かれている。その一つの例が、精神障害のある人が診断・治療で訪れるのが精神科診療所・精神病院であり、それ以外の疾患は一般病院、という厳格な区分が設けられている。その最たるもののが、精神障害の人を規制する、とくに「入院」に関する法制度である。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によれば、精神科病院への入院の種類には、①任意入院 ②措置入院 ③医療保護入院の区別が置かれている。「任意入院」だけが当事者自身の意思による入院である。したがって、当事者の意思による入院以外では、「退院」には高いハードルが置かることになる。とくに、「措置入院」は当事者個人の意思を問うことなく、入院を強制しうるのである。

そこに、退院したいという個人の意思を引き出す活動が求められる。ふれあいセンターにおける「出張販売」が精神病院の病棟で活動しているのは、販売活動での売り上げ向上だけではなく、院内において入院者との接点をいかにして築くか、という緊張関係の持続にある。ここに、「出張販売」の積極的な意義が生まれる。

通院しながら働く仲間たちが、入院中の人たちを病棟まで迎えに行き、事務所で一緒に出張販売の準備をして、自分の入院している病棟に販売にでかけるという妙な現象となり、さらに、長期入院のため地域で暮らすことを諦めていた人たちの地域活動への意欲を引き出すこととなった。
(永山氏談)

ここには、同じ病院の通院者、つまり当事者が病院の外で働くことに接触しながら、入院者の「意思」を引き出す仕掛けが盛り込まれている、ここに固有な意義が伺えるのである。



写真1 出張販売

(『納得のいく社会参加』DVD企画・制作:特定非営利活動法人ストローク会)

6. 「つどい」という活動

「ふれあいセンター」のスタートとともに、「つどい」は生協の一室を借りて開始された、と言う。1995年のことである。さらに振り返れば、南部保健所において当事者と永山氏が保健室の一室で「デイケア」を開いていたのであるが、それも制度外の集まりであった。

その経緯を顧みると、「つどい」は「ふれあいセンター」とともに今日まで、当事者によって担われてきたわけである。「ふれあいセンター」はNPO法人であり、就労継続支援事業での「協力事業所」として欠かせないのであるが、「つどい」は非制度的なものでありながら極めて重視されている。その意味をここで少し解き明かしてみたいと思う。

2016年2月現在、「つどい」は6ヶ所で開催されている。「那覇のつどい」は第1005回目、「なんくるのつどい」は第546回目という。そのほか、「ハーネスのつどい」、「ウェーブのつどい」「田崎病院のつどい」、そして興味深いのは「虹のつどい」であるが、沖縄県立病院病棟内での開催は第304回目にあたる。

その「つどい」は、経験の蓄積のなかにおいて運営方法が少しづつ形をなしてきている。たとえば、運営は三つの部分から構成されるように勧められている。つまり、以下の三点である。

- ① 参加者全員の「2分間の自己アピール」
- ② 設定された「テーマ」についての意見交流
- ③ 次回の「テーマ」を提案し多数決で決める。

継続的に開催するには、最小限の運営ルールを必要としているが、その背景には「つどい」の必要性が参加者の間において合意されているからであろう。

その「意義」という点に関してであるが、以下に、この「つどい」を「ふれあいセンター」の設置以降、一貫して維持してきた永山氏の発言を参照することが有益と思われる。

- ① 「つどい」は、継続して続けることで表現力や聞く力を高めることができ、対人関係をよくする効果があります。
- ② 対人関係がスムーズになると自信もつき、就労など社会活動にも積極的になることが出来ます。
- ③ 気楽に語り合うなかで信頼関係も深まり、ピアサポート活動の発展にもつながります。
- ④ 病棟での「つどい」の開催は入院中の方の「地域移行」への意欲向上にも効果的です。⁵⁾

沖縄県では、6つの「つどい」が開催されている、と上述したが、「那覇のつどい」のある日の状況を紹介しておきたい。

5) 永山盛秀「長期入院者の地域移行支援と地域定着支援を目指しての精神科病棟での『つどい』の勧め」
(福岡県地方自治研究所「第1回定例研究会」2016年3月6日、配布資料)

「テーマ」は「会ってみたいスポーツ選手について」、参加者は20名。

発言の一部は以下の通りである。

- ・なでしこジャパンのメンバーに会ってみたい
- ・錦織圭に会ってみたい
- ・キューバの選手のチャツプマンに会ってみたい
- ・競輪の選手に会ってみたい
- ・K1の魔裟斗選手に会ってみたい
- ・カール・ルイスに会ってみたい
- ・スケートの浅田真央選手に会ってみたい

など⁶⁾

「つどい」は、名称や狙いなどを変容させながら今日に引き継がれている。だが、決して「ふれあいセンター」の創見というわけではない。たとえば、今日「認知症カフェ」「おしゃべりサロン」などの看板で、「つどい」の積極的な意義を啓発している。もっと古い「宋」の時代には「茶館」が茶によって人を引き付けていた。また、パリでは公衆文化として、市民の意見交換の場としての「サロン」が一時期を風靡したのである。やがてその「カフェ」「サロン」は、17世紀のパリにおいて市民的公共文化として高く評価されるが、それがまもなく「討議する公衆」として表舞台に登場し、市民革命の導火線の役割を担うことになる。

カフェは、——新しい憩いと話し合いの場、新しい社交場、サロン、またいうと新しい文化生成の場所として、その存在を、とりわけパリで主張し出したわけである。⁷⁾

「カフェ」では、参加者が個人として対面し、議論し、そして自己の意見表明へ、それはいいずれ絶対主義体制への抵抗の場となるのであるが、そこではまずは表現する主体としての「自己」の確立にあったであろう。

さて、「ふれあいセンター」の「つどい」に戻りたい。永山氏の言動に注目しながら「つどい」に寄せる期待は以下の3点であろうかと思う。

- ① 対人関係の良好な状態、
- ② 聞く力・表現力の向上、
- ③ 入院中の人に院内で誘う

「ふれあいセンター」での「つどい」のなかでも、最も重要な意義を有するのは、院内での開催であり、そこに精神障害の人を退院させる仕掛けとしての当事者活動が、組みこまれている。入院中の当事者と社会参加の活動をする当事者、その接触の機会が必要だからである。また、日常生活のなか

6) メンバーズクラブ『さわやかマンデーかわら版』(2016年2月22日)

7) 渡辺淳『カフェ—ユニークな文化の場所—』丸善[株]、1995年、21頁



写真2 「つどい」の場面（写真1に同じ）

での当事者の対人関係の円滑化としても不可欠である。その点に関しては、この「つどい」はいわゆる「カフェ」や「サロン」とは異質な次元のものであろう。

「ふれあいセンター」の発行する情報誌、『かわら版』は現在8面で週に1回発行する専門誌並みの出来栄えである。この紙面に、各地の「つどい」の報告が寄せられている。こうした紙面構成や第1面に地域情報を提供するなどの方針は、この「情報誌」を「ふれあいセンター」を外に向けて開く、情報交換機能を持たせることにある。つまり、単なる「PR誌」や「チラシ」であることを避けようとしている、と思われる。

7. 社会適応訓練事業

「納得のいく社会参加」を実現するためには、当事者は利用できるすべての社会資源を活用すること、そのことを永山氏は機会あるごとに強調している。当事者は自分自身の働いた収入だけで生活を維持することは難しい。長時間での連続労働や人間関係のストレスが就労意欲を割いてしまうからである。「ふれあいセンター」からの収入に加えて、当然ながら、障害年金給付などの受給が必要である。生活保護制度も必要な社会資源であるが、当事者は申請を躊躇する傾向にある。

生活保護を受けることは準公務員になることです。というのは、那覇市から収入を得ての「社会参加」を目指しますが、労働によってだけでなく、那覇市に社会貢献できるのですから。（永山氏談）

「納得のいく社会参加」のための一つの有力な社会資源は、「精神障害者社会適応訓練事業」、別名「通院患者リハビリテーション事業」である。この事業が1982年（昭和57年）に開始されたが、これ



写真3 院内の販売（写真1に同じ）

以前には精神障害者に向けたリハビリテーション事業は考えられていなかったのである。つまり、リハビリテーションが身体・知的障害者にはあり、精神障害者に認められなかつたのは、「精神障害」は大脳の疾病であり医療の治療対象である、と見做されていたと思われる。

さて、この事業は保健所を窓口として、病院に通う精神障害の人を「社会復帰」できるように促す「協力事業所」に自治体が「訓練」を一定期間委託するものである。その引き受け「協力事業所が「ふれあいセンター」であることは言うまでもない。ただし、永山氏は事業に使用されている「社会復帰」の用語を拒否し、「社会参加」を使用する。

「精神」の発症には性格的な原因のものもあり得ますが、社会的な環境が極めて大きな影響を与えていています。つまり、社会は発症の原因を生み出すところなので、そこに「復帰」することはおかしいでしょう。（永山氏談）

国内外での法整備に関して言えば、わが国は ILO 条約「職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」を批准するが、それが 1992 年である。以下、その後を編年形式で綴っておきたい。

図-1 精神障害の人を支援する法制度略年史

- | | |
|--------|---|
| 1995 年 | 精神保健法に「福祉」が組み込まれ「精神保健及び精神障害者福祉法」の施行、精神障害者保険福祉手帳の制度化 |
| 1999 年 | 精神障害者自立支援事業の開始、「社会的入院」約 72,000 人（旧厚生省調査） |
| 2002 年 | 障害者就業・生活支援センター事業開始、「ジョブコーチ」制度開始 |
| 2004 年 | 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」：入院医療中心から地域生活中心へ、（厚生労働省） |
| 2006 年 | 障害者自立支援法施行、第 2 条に「市町村等の責務」明記 |

- 2008年 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」の開始、「自立支援員」から「地域移行推進員」へ、「地域体制整備コーディネーター」の配置
- 2009年 「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」：長期入院患者等の地域移行の取り組みを更に強力に押し進めるとともに、今後新たな長期入院を生み出さないという基本的な姿勢にたって、施策を推進すべき」とする。
- 2010年 精神障害者地域移行支援特別対策事業から精神障害者地域移行・地域定着支援事業へ
- 2011年 精神障害者アウトリーチ推進事業の開始
- 2012年 精神障害者地域移行・地域定着事業から「地域移行支援」と「地域定着支援」とに分化
障害者自立支援法から障害者総合支援法へ(2013年4月1日施行)

精神障害の人の地域移行支援に関して、院内での「つどい」開催の意義については上述したが、現在なお約70,000人の「社会的入院」があると言われ、地域定着は目標通りには進行していないようである。もちろん、精神科病床の削減は進んでいない。多少の退院者があるとしても、病床の減少に進まないのはその空きベッドに、認知症の人が入院してベッドを埋めているからであろうか。

本稿は、永山氏の「語り」を縦軸に、つまり時の歩みに即してその活動を記してきたのであるが、そこには、精神障害者の人の「当事者」活動が鮮やかな軌跡を描き、永山氏はその当事者活動の「黒子」役を演じてきたのである。永山氏は2016年の3月にて現役を退き、当事者活動はその眞の意味において、新たな試練に向かっている。

永山氏は今後の活動を以下のように提案している。永山氏の「語り」をここに引用して本稿の結びとしたい。

「社会的入院」状態の解消を目指す課題は急務となっており、長期入院者の地域移行と地域定着の着実な推進のためにも、「通院患者」に限定されている「社会適応訓練事業」を退院可能な入院中の人たちにも適応することの必要性が高まっている。(永山氏談)

*本稿は、2015年度社会福祉研究所「調査研究費」助成に基づく現地調査、その研究成果の一部である。なお、宮古島市福祉障がい福祉課・精神保健福祉士、波名城翔氏には、第2次現地調査にあたってインタビュー調査のセッティング等多大なご助力をいただいた、とくに記して謝意を表したい。

付記

以下、現地調査記録を添えて報告とする。

1. 第一次調査日程 (2015年5月4日～月9日、5月11日～16日、5月18日～30日：照谷明日香)

<調査内容>

5月4日～9日

国頭村などにて、参与観察・インタビュー調査、資料収集

5月11日～16日

金武町などにて、参与観察・インタビュー調査、資料収集

5月18日～30日

那覇市などにて、参与観察・インタビュー調査、資料収集

第二次調査日程 (豊田謙二・福崎はる)

日 程	内 容 (インタビュー 実施場所)
10月29日(木)	福岡発ー那覇ー宮古島 移動
10月30日(金)	インタビュー もしくは、宮古島施設見学
10月31日(土)	宮古島 調査 ふれあいプラザ 南風原さん 0980726668 宮古島市平良字西里 1472-82 (10:30 当事者1名、14:00 当事者1名)
11月 1日(日)	宮古島ー石垣 移動 八重山地区障害者就業・生活支援センターどりいむ 沖縄県石垣市字真栄里 97-4 TEL 0980870761 スタッフ 津波さん インタビュー 15:00 から 当事者インタビュー(男性)
11月 2日(月)	石垣ー那覇 移動 石垣調査 10:00 から インタビュー(女性)
11月 3日(火) 祝日	読谷工房 jiji 中頭郡読谷村字大木 124-5 スタッフ 深谷直美さんインタビュー 10:00 当事者(30代男性)インタビュー
11月 4日(水)	読谷町 調査 9:00 事務所 スタッフ 深谷直美さんインタビュー 10:00 当事者(30代 女性)インタビュー
11月 5日(木)	那覇市 調査 永山盛秀さんインタビュー (午前 SW 永山さん、午後 ハーネス・ふれあいセンター見学 予定) ハーネス 那覇市樋川 1-33-1 ふれあいセンター 那覇市楚辺 2-28-
11月 6日(金)	那覇市内 調査 当事者インタビュー (午前 当事者1名、午後 当事者1名 予定)
11月 7日(土)	那覇ー福岡 移動